

大正期の東京（市内15区）における地中配電に関する研究*

A Study on the Underground Wiring in Tokyo City in Taisho Era

鈴木 悅朗**
By Etsuro Suzuki

概要

東京市内における電燈事業は東京電燈会社が架空線方式で供給したのが始まりである。その後、電燈事業を営む事業者が次々とあらわれたが、東京電燈会社はこれらの会社を買収してしまった。その後、東京市内で電燈事業を営もうとする事業者に対し、通信省は地中配電を許可条件にして営業を許可した。その結果、大正期の東京市内（15区）では11区において地中配電方式で電燈事業が営まれた。過半数を超える区において実施された地中配電であったが、先発事業者の架空線が至るところに見受けられたため、東京市民が架空電燈線のない道路景観を見ることはなかった。しかしながら東京市電気局・日本電燈（株）の地中配電技術は帝都復興事業に引き継がれ、共同溝計画の地中技術として花開いた。

1.はじめに

1986（昭和61）年に始まる電線類地中化事業では平成15年度で第四期までの計画が終わり、来年度以降は第五期（平成16年～20年）の計画にあたる「無電柱化推進計画」が進められることになっている。

この電線類地中化事業は歩道上空にある供給用の架空線類（電力線、電話線、CATV線など）とその支持物である電柱を撤去し地中線方式に変更するものであるが、最近では経済新生対策・e-Japan重点計画・観光立国行動計画などの政府決定事項に「電線類地中化」の推進が盛り込まれている。

この地中線方式は明治時代からおこなわれており決して目新しいものではないが、多額の初期投資と技術を必要としたため地中線方式しか術がない場合にのみ実施されたと云われてきた。

東京における地中配電に関し論究した文献もわずかに飯島正資の「東京鉄道、東京市電気局の電気事業一本邦最大の25Hz送配電網の成立とその終焉」¹⁾と、筆者の「通信省の附帯命令制度と東京市電気局における地中配電に関する研究」²⁾があるに過ぎない。このため大正期の東京市内における地中配電に関する実態がよく分からぬ状況にあった。

本論は入手した日本電燈（株）の「事業報告書」を参考に、大正期の東京（市内15区）における地中配電に関する実像をあきらかにすることを目的にする。

研究に使用した主な資料は、日本電燈（株）に関する

ものに「事業報告書」^{3) 4) 5) 6) 7) 8)}、東京市電気局に関するものに「市電気事業検査資料」^{9) 10) 11) 12)}、東京電燈（株）に関するものに『配電の歩み』¹³⁾、電気事業法制に関するものに『新・電気事業法制史』¹⁴⁾などがある。

2.道路法制と電柱設置

(1) 道路占用と法制

明治初期までの交通手段は徒歩や籠などに限られていたため道路に関する法規を定めるまでもなく、江戸時代からの旧慣を踏襲していても障害が発生することはなかった。また道路の管理は町村にまかされていたため事業費が乏しく、道路の改良は思うように進んでいなかった。道路の構造にいたってはすこぶる簡単なもので、地盤に砂利を敷き込むだけであった。

このような利用状況にあった道路に明治維新後、西洋から道路占用（地上・地下とも）を必要とする事業が導入された。当然ながら道路占用許可には明確な手続きがなく、中央政府が任命した地方長官⁽¹⁾（府県知事）に一任されていた。このため地方長官は道路占用の申請に対し、「閑置」や「人民ノ相対ニ任ス」等の指令で対応した。交通手段が限定された状況では道路占用が道路の通行機能を阻害することではなく、事業者は地下・地上ともに使いやすい場所を占用することが可能であった。

道路の取締り権限は1876（明治11）年1月の東京警視本署布達甲第5号によって「街路取締規則」（17カ条）が制定され警視庁の管轄と明記されたが、警視庁の取締りは保安上や風致の見地から実施され、電柱の設置位置を取り締ることはなかった。

東京都知事（地方長官）と警視総監の電柱に係る許可権限の範囲は、1890（明治23）年8月13日無号告示、

keyword: 日本電燈（株）、東京市電気局、地中配電

**正会員 工博 杉山コンサルタンツ（株）

（〒514-1102 久居市藤ヶ丘町2656-108）

「東京府ニ協議シ両庁交渉事項ノ主管ヲ区定シ東京府知事ト連署告示」により、それぞれの主管範囲が明示された¹⁵⁾。警視庁は「街路に係る電線柱及び瓦斯管電線埋敷管取設の許否に関する事項」を扱い、東京府は「街路に係る電線柱建設位置及び瓦斯管埋敷管敷地の許否に関する事項」を扱うことになった。このことを受け、電柱を設置しようとする事業者は東京府と警視庁に設置許可申請することになった。

(2) 電柱の設置位置に関する規制

東京府・警視庁とも電柱の設置位置について特段の規制をしなかったため、事業者の好む場所に建柱されていた。東京市内の都市改造事業であった東京市区改正事業区域内においても同様で、任意の場所に設置されていた。このため東京市区改正委員会は道路の拡幅効果を半減させる電柱を規制しようと考え、内務大臣・山縣有朋に建議を提出した。内務大臣・山縣有朋は東京府知事と警視総監に対し、東京市区改正委員会にも図面を添えて協議するよう訓令した。このことを受けた東京市区改正委員会は、「電線柱建設ニ関スル規程」《1890（明治23）年5月》を作成している。これが道路における電柱設置に関する最初の規制措置になった。

「電線柱建設ニ関スル規程」

第2条 電信電話線及非常報知線柱ノ建設ハ幅員三間以上ノ道路ニ限り三間以上四間未満ノ道路ニ於テハ片側ニ限ルモノトス。

第3条 電燈線柱ノ建設ハ幅員四間以上ノ道路ノ片側ニ限ルモノトス。

しかしながら東京市区改正委員会には道路占用の許認可権限はなく、東京府・警視庁の許可を受けた事業者にとって東京市区改正委員会への合意に要する時間が工事を遅らせることになった。事業者にとって「電線柱建設ニ関スル規程」を遵守する義務がなかったため、「電線柱建設ニ関スル規定」に定める幅員に満たない道路でも通信省の電信電話用電柱などはしばしば設置された。東京市区改正委員会ではこうした狭い道路における電柱の設置について通信省などとのあいだしばしば議論になった¹⁶⁾が、一向に改善されることはなかった。

それまでにも日本帝国電信条例《1874（明治7）年9月22日、布告第98号》や電信条例《1885（明治18）年5月7日、布告第8号》など電柱設置を必要とするものがあったが、通信省の国策的事業（電信・電話）には道路占用に特権が与えられ、好みの場所に設置することが可能であった。こうしたことから事業者と許認可権限を持たない東京市区改正委員会との間で紛争が生じるのは当然の成りゆきであった。

一方、架空電燈線と架空電信電話線の離隔距離は「電気事業取締規則」《1896（明治29）年5月9日、通信省令第5号》において明示された。

〈電気事業取締規則〉

第38条 架空電線ハ道路ノ片側ニアラサレハ其ノ建設ヲ

許サス若電氣鐵道用架空電線アルトキハ之ト同側ニ建設スヘシ。

第41条 架空ノ電燈線又ハ電力線ト電信線又ハ電氣信号線ト平行シテ架設スルトキ及直通電流式白熱電燈線ト電話線ト平行シテ架設スルトキハ六尺以上離隔セシメ交番電流式電燈線、弧状電燈線又ハ電力線ト電話線ト平行シテ架設スルトキハ十二尺以上離隔セシムヘシ。

この結果、道路上における各種電柱の設置位置と離隔距離が定まったが、狭い道路でも電柱の建柱は可能のままであった。

3. 電燈事業と法制

(1) 最初の電燈事業と法制

東京市内における電燈事業は、1883（明治16）年2月15日に東京電燈会社（以下、東京電燈）が東京府から創立許可を得たことに始まる。東京電燈では1887（明治20）年11月29日に架空方式で電燈供給をおこなったが、低圧・直流方式のため近距離にしか配電できなかつた¹³⁾。その後、供給方法が高圧・交流方式に変わり広域に配電することが可能になると、多くの事業者（品川電燈会社、深川電燈会社など）が電燈事業に参入したが、東京電燈はそれらの電燈会社を買収してしまった。この結果、東京市内には架空線方式で広域に電燈事業を手がける東京電燈と小規模に電燈事業を営む鉄道事業者だけになった。

電燈事業の許可は当初、地方行政庁（東京府）に委ねられていたが交流電流・高圧配電が採用され始めてようやく保安上の取締が必要になり、通信省（電務局）が掌ることにした。通信省は1890（明治24）年8月17日に通信省訓令第7号を発し、「電氣事業ヲ當マントスルモノアルトキハ取締方法ヲ設ケ本大臣ノ認可ヲ得テ後之ヲ許可スヘシ」とした。この結果、東京では警視庁が電氣事業を規制することになり警視庁は同年（明治24年12月28日付）、「電氣營業取締規則」（警視庁令第23号）を制定した。

その後、日本経済が軽工業を中心に発展したため、通信省は全文111条にわたる電氣事業取締規則（前述）を制定し、国が電氣事業を監督することにした。

しかしながら電氣事業取締規則の大部分は保安規制に属するものでしかなく、しかもその根拠は省令によっていた。このため電氣事業法《1911（明治44）年3月30日、法律第55号》が制定されるまでの約20年間、通信省は事業の許可に際し附帯命令書を下付し法的な不備を補完した。

(2) 附帯命令書

附帯命令書は許可命令書や許認可指令書などと呼ばれ、現在の許認可の条件と称されるものであった。また命令書は単独行為たる許可処分に附帯するもので、権力的作用に基づき國が下付するものであり、法の不備を補うものと觀念されていた¹⁴⁾。

附帯命令を下付するにあたり国は事業者から請書を提出させ、命令書の内容について当事者の合意が得られたものとした。

通信省が下附した附帯命令書の雛形は下記のようであつたとされる¹⁷⁾。

（命令書の雛形）

第1条：許可ノ有効期間ハ許可ノ日ヨリ25年トス。

第9条：通信大臣ハ土地ノ状況上必要ト認ムル時ハ電線路ヲ地中線ニ変更スルコトヲ命ズルコトアルベシ。

第13条 発起人又ハ会社ニ於テ本命令書ノ条項又ハ本命令書ニ依リ為シタル処分ニ違反シタアルトキ又ハ起業不確実ト認ムベキ事実アリタルトキハ通信大臣ハ許可ノ全部ヲ取消スコトアルベシ。

（3）許可条件になった地中配電

東京市内で最初に地中配電方式を許可条件にした命令書が下附されたのは、東京鐵道株式会社《以下、東京鐵道（株）》であったと考えられる。この命令書は東京鐵道が供給区域を市域全体に拡張するために通信省に提出した、「電燈電力事業供給区域拡張願ニ對シ追加御願」《1907（明治40）年3月5日》に対して出された許可書に附帯して⁹⁾いた。

（命令書）

第3条 東京市内ニ於ケル電気供給並電氣鐵道事業用電線路ハ電車線及電車線ト饋電線⁽²⁾ヲ接続スル部分ヲ除クノ外總テ地下線式ト為スヘシ

但シ特ニ通信大臣ノ認可ヲ得タル部分ニ限り架空線式ト為スコトヲ得。

第11条 會社ハ第1条ノ期間内ニ於テ更ニ電氣供給料金其ノ他電氣供給ニ關スル規定ヲ定メ警視総監ノ認可ヲ受クヘシ。

第14条 會社ニ於テ本命令書ノ条項又ハ本命令書ニ依り為シタル処分ニ違反シタルトキハ通信大臣ハ事業經營許可ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトアルヘシ。

第15条 前各条ノ外明治39年9月8日付通第3726号ノ2命令書の条項ヲ遵守スヘシ。

通信省は供給区域を拡大しようとした東京鐵道に対し、すでに東京電燈が電燈供給をおこなっている区域において地下配電をおこなうよう命じた。

この許可条件は電柱を事業者間で共用しない限り道路上に電柱の設置場所がなく、やむを得ない措置であった。

しかしながら通信省が下附した附帯命令書は、結果として先発事業者（東京電燈）の架空線方式（廉価）を擁護し、後発事業者（東京鐵道を引き継いだ東京市電氣局）に多額の費用を要する地下式を強いたものであった。

通信省は先発事業者と後発事業者の負担を公平にするため、

- ① 事業者間の重複した設備のロスを軽減する
- ② 共用柱を提言する
- ③ 先発事業者に地下式を命じる

などの手立てを講じることは可能であったが、通信省

は受け身的な行政に徹し後発事業者の負担軽減を図ることはなかった。

4. 東京市電氣局における電燈事業

（1）東京電氣鐵道における沿革

東京鐵道（株）の前身である東京電氣鐵道会社は1900（明治33）年9月17日に通信省より一定区域に限定された事業許可を得、副業的に鉄道沿線において電燈事業を営んだ。その後、東京電燈が品川電燈・深川電燈などの電燈会社を買収し市の内外で独占的に事業をおこなったため、これに危機感を感じた東京電氣鐵道は副業的であつた電燈事業の供給区域を拡張しようと考え、通信大臣に「電燈並電力事業兼営ニ關スル部分変更願」《1903（明治36）年8月10日付》を提出し、許可された。

東京電氣鐵道は一社のみでおこなう拡張計画には限りがあるため、1906（明治39）年9月に東京電車・東京市街の両鉄道会社と合併することで、電燈供給区域を市域全体に拡げようとした。また東京電氣鐵道は合併とともに、名称を東京鐵道（株）に変更している。

東京鐵道（株）は前述したように市域全域で電燈供給をおこなうため、通信大臣に「拡張願追願ノ件」を出願した。これに対し通信大臣・山縣伊三郎は同年8月21日⁽³⁾、命令書（地下線式）の遵守を条件に東京市内ののみの許可を与えた¹⁰⁾。

東京鐵道（株）では多額の初期投資を必要とする地中方式に改めることができず、地中配線の認可申請《1910（明治43）年4月22日》まで約3年間の日時を要した。認可申請では工事を二期に分けておこなうこととし、一期線として山ノ手最寄一帯の地区、二期線としてその他の地区を対象にしていた。この申請は同年6月、一期線のみ認可された。

東京鐵道（株）は市域全域に供給区域を拡大するため、電燈料金の割引きを始めた矢先の1911（明治44）年8月1日に東京市に買収され（電車買収に伴い電燈事業も市に移管）、東京鐵道（株）の地中配電計画は東京市に委ねられることになった。

（2）東京市電氣局における沿革

東京市は買収するとただちに電氣局を開設した。通信省電氣局長は95万燈計画を立てた東京市長に対し、すでに東京鐵道（株）に許可した制限内（供給最大1万kw）で事業をするよう通知した《1912（明治45）年4月8日付、親電監甲第1440号》。この結果、東京市は事業計画を大幅に縮小し1912（大正元）年、東京鐵道（株）が認可された一期線の重要な路線の地中線工事を終えた。

東京市が多額の初期投資を要する地中配電方式の電燈事業を営んだのは、東京電燈（株）⁽⁴⁾の独占的事業による高価な電燈料金《長野、飯田、上田市で10燭光の終夜燈が40銭の当時、東京電燈（株）では1圓20銭》¹¹⁾を少しでも安く市民全般に提供したいという使命感であり、このことに公益事業（電燈事業）の役割を見いだしてい

たからであった。

しかしながら地中低圧線の建設費（表-1）は架空低圧線建設費の約4～5倍にも達していたし、高圧地中線建設費に至っては架空線の10倍以上にもなっていた¹⁸⁾。このため地中配電方式による東京市の電燈事業は欠損の連続であり、電気局では常態的に電車事業から補填を受けていた¹⁹⁾。このように二番手以降の電燈事業者に対し通信省が下附した許可条件は事業の存立を脅かすものになつた。

表-1 架空・地中配電線建設費の比較

出所：電気施設概要 p.137,p.146 作成：鈴木悦朗

種別	内 訳	工事費（100mあたり）	備 考
地中線	高圧電線路	2,000～3,000円	
	低圧電線路	1,000円	
架空線	高低圧電線路	900～1,000円	高圧2、低圧2 動力低圧1回線

（3）、電燈事業における普通・特別供給区域

日本電燈株式会社（以下、日本電燈（株））が1911（明治44）年6月3日に新設され（後述），東京市内では東京電燈（株）・東京市電氣局・日本電燈（株）の三者による需要者争奪戦が繰り広げられた。この争奪戦は日を追う毎に激しさを増し各社が電燈料金を下げたため，1割2分余りの利益を配当してきた東京電燈（株）¹²⁾においても採算割れの状態になり，阪谷芳郎・東京市長は東京電燈（株）と日本電燈（株）を市で買収する調停案を両社に示した。東京電燈（株）と日本電燈（株）では調停案を受け入れる姿勢であったが，浅草発電所の譲渡について東京電燈（株）と東京市の意見が一致しなかつたため，市営統一案は実現しなかった。この調停案が受け入れられていれば，その後の帝都復興事業における共同溝計画（地中線方式）¹⁵⁾について電燈事業者としての東京市の協力が得られたものと考えられる。少なくとも東京電燈が架空方式を主張し共同溝計画に反対熾烈を極めた²⁰⁾ことを考えれば，市営統一案が実現しなかつたことは街路景観を少しでも向上させるうえで残念なことであった。

この後，東京市が電氣供給事業整理案を両社に示したことから，1917（大正6）年7月12日に三電間に協定が成立した（三電協定）。この協定では各社の經營する電氣供給事業に関し相互に競争的行為を避けるため，各供給区域中あらたな需要に応ずる地域を区画し，これを「普通供給区域」と「特別供給区域」の二種に分けた。「普通供給区域」は従前の需要のほか新規需要にも供給し得る区域を指し，「特別供給区域」は従前の需要のみに限定する区域を指した。ただし10kw超過の大口需要家に限り，地域を限定せず供給をおこなうことが出来ることとした。

東京電燈（株）の「普通供給区域」は7区（麹町区，神田区，日本橋区，京橋区，赤坂区，四谷区，下谷区）のになり，東京市電氣局における「普通供給区域」は一

期線の工事区域にあたる5区（芝，麻布，牛込，小石川，本郷）になり，「特別供給区域」は他の10区と群部の品川町などになった。日本電燈（株）の「普通供給区域」は3区（浅草区，本所区，深川区）になった。

しかしながら「普通供給区域」と「特別供給区域」の仕分けは営業上の棲み分けでしかなく，東京電燈では「特別供給区域」でも大口需要家への架空線を延長することが可能であった。

こうしたことから，東京市電氣局・日本電燈（株）の「普通供給区域」には東京電燈の架空線が存在し，架空電燈線のない道路景観が見られることはなかった。

その後，日本電燈（株）は1920（大正9）年3月に東京電燈と合併し，3区（浅草区，本所区，深川区）は東京電燈の普通供給区域に含まれるとともに三電協定は二電協定になった。

東京電燈（株）・東京市電氣局・日本電燈（株）における「普通供給区域」を図-1に示す。

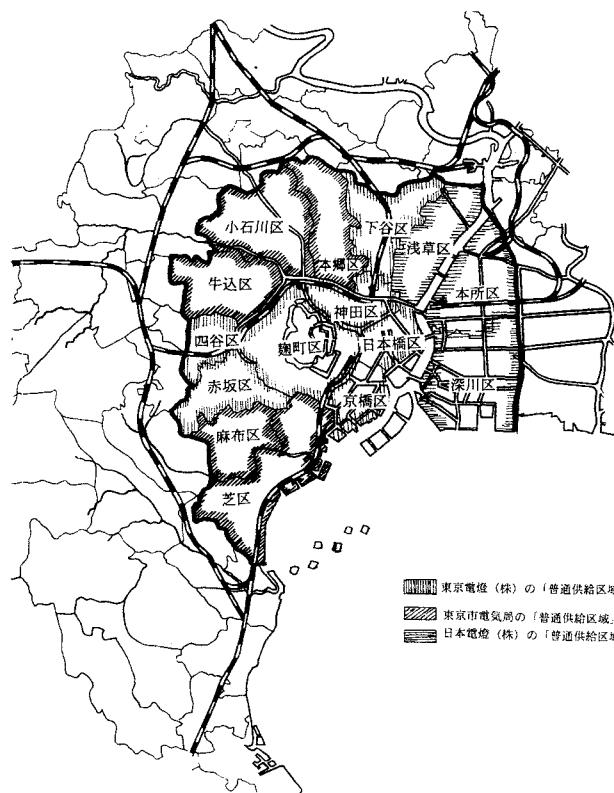


図-1 東京市内における各社の「普通供給区域」図
(作成：鈴木悦朗)

5、日本電燈（株）における電燈事業

東京鐵道（株）に遅れること5年，日本電燈（株）は1911（明治44）年6月3日に電氣事業經營許可書といっしょに，地中配電方式が許可条件になった附帯命令書を下付された³⁾。日本電燈（株）の附帯命令書がどのような文面であったか定かでないが，東京鐵道の命令書に準じた内容であったと思われる。

日本電燈（株）は經營許可書の交付を受け，同年12月

1日に設立総会を開いている。そして同月11日に通信大臣あてに引込線使用方を提出した⁴⁾。

1912（明治45）年4月25日には通信大臣あてに工事施行認可申請書を申請し、5月24日に認可された⁵⁾。

こうした経緯を経て工事の施行認可が下り、同年5月13日に東京市長あてに地中電纜架設願いを提出した。日本電燈では地中ケーブルを国内で手配できなかつたため、外国から輸入して対応した⁶⁾。日本電燈の地中配電線は年々増え続け、大正3年には約647kmにも達した（グラフー1）。

日本電燈（株）の供給区域は当初、本所と深川の両区であった。その後、大正2年に浅草区と小石川区が供給区域に含まれ、大正3年には7区（下谷、浅草、神田、本郷、本所、深川、京橋）が供給区域になった⁷⁾。

この結果、東京市内では11区において地中配電方式で電燈線が供給された。15区のうち11区で地中線方式で電燈供給がなされても東京電燈（株）の架空線が残っており、市民が地中線方式の効果を実感することはなかった。

東京市電気局と日本電燈（株）が東京（市内15区）において地中線方式で電燈供給をおこなった区を示す（図-2）。

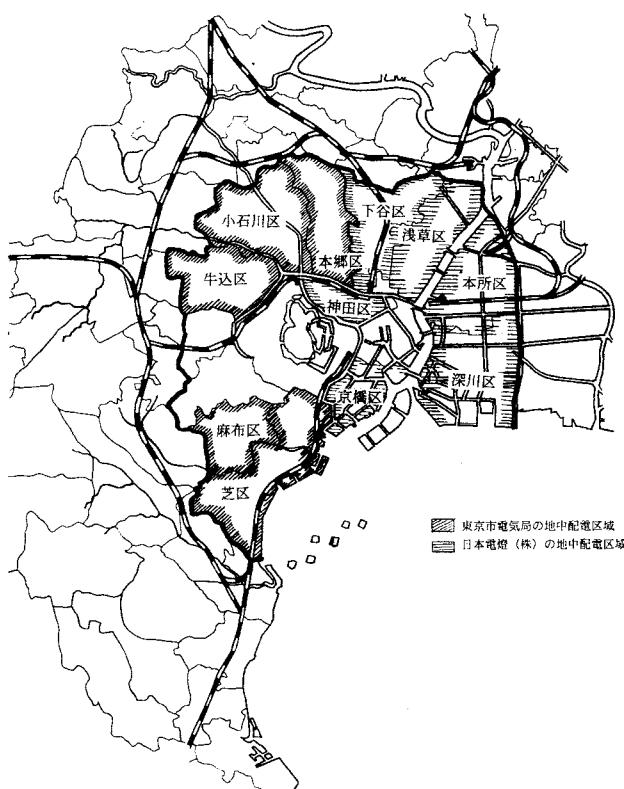
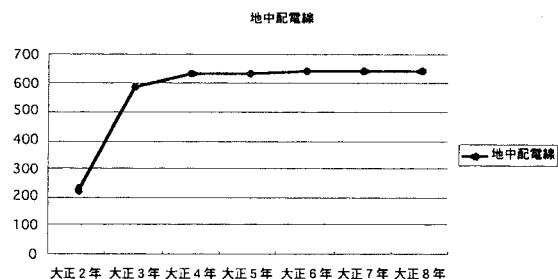


図-2 東京市内で地中配電方式が採用された区域図

（作成：鈴木悦朗）



グラフー1 日本電燈（株）の地中配電線延長
（作成：鈴木悦朗）

6. 台風被害と地中電燈線

1917（大正6）年10月1日、東京市はかつてない規模の台風により甚大な被害を受けた。東京では明治10年と35年にもおおきな台風被害に遭つたが、大正6年の台風被害はそれらとは比べ物にならないほど大きなものであつた。特に深川一帯では台風と満潮時が重なつたため河川が氾濫し、家屋は床上浸水し月島は孤島になったほどである。

翌日の10月2日付け東京朝日新聞には、「電信電話電燈線の切断は市内を走る處にあり、電線蜘蛛の巣の如く街上に横はり危険云ふばかりなし、又風に揺れて架空線の接觸するや閃々として火花を発し光景物凄く全市の電燈全く消滅して眞の闇となり」²¹⁾と記されている。架空電線は暴風雨のため到るところで切断し、市民は電話が不通で電燈も点かない暗闇のなかで不安な一夜を過ごした。

日本電燈（株）の事業報告書には、「當會社ノ主タル供給區域ナル深川、本所兩區ハ其被害尤モ多ナリシニ拘ハラス當社ノ配電設備ハ地中線ナリシヲ以テ被害少ナク同日夕刻故障ナク送電スルコトヲ得タル」⁸⁾と記されている。

東京電燈（株）の架空線切断が広範囲に及んだため10月6日付けの同新聞には、「東電の被害は架空線だけに最も甚だしく其の被覆線破損箇所は昨日の雨の為めに盛んに発火して全市の人心を惆々たらしめた」²²⁾と書かれている。さらに電燈供給をおこなった後も切断した高圧架空線に触れて感電死する人が出たため、「東京電燈にて止むを得ず本所深川兩區への送電を一時中止したれば兩區は忽ち暗黒となれり」²³⁾と、切断電線による影響のおおきさが記されている。

地中線の最大の利点は暴風雨や雪など自然災害の影響をほとんど受けないことであり、重要な幹線が寸断されることは避けなければならない。また架空線が切断することで死者やけが人が出るということも、あってはならないことである。こうしたリスク管理について、行政・電燈事業者・市民すべてにおいてあまりに無頓着であった。

東京電燈（株）が自然災害が多い日本において架空線方式のもつ欠点を最重要課題と認識することなく、供

給方法を架空線方式から地中線方式へ変更することはなかった。

こうして大正期の東京（市内15区）で広くおこなわれた地中線方式による電燈事業は、

- ① 日本電燈が東京電燈と合併したこと（大正9年）
- ② 東京市電氣局が配電統制令によって関東配電（株）に編入されたこと（昭和17年）

を受け、姿を消した。

7.まとめ

いままでに述べてきたことを要約する。

- (1) 大正期の東京市内における電燈事業は、架空配電の東京電燈（株）と地中配電の日本電燈（株）・東京市電氣局の3者によって事業化されていた。
- (2) 地中配電は東京市内15区のうち11区において実施されていた。大正期の東京市内では地中配電は決して特殊なものではなく、技術的にも十分実施可能な状況下にあった。
- (3) 地中配電が広範囲に実施されていながら、東京市民は架空線・電柱のない道路空間を見るることはなかった。それは先発事業者（東京電燈）の架空線・電柱が市内一円に張り巡らされていたためであり、地中配電実施区域内における歩道は架空配電事業者の電柱と地中配電事業者の変圧器塔・開閉器塔などによって占拠されていた。
- (4) 通信省の附帯命令制度による地中配電方式は架空式に比べてはるかに高価な配電方式であった。このことが電燈事業に参入しようとする後発事業者を拒むことになったが、大正期には充分な地中配電技術を有していた。このことが帝都復興事業の共同溝計画に役立つこととなった。

大正期の東京市内では明治期後半から通信省の附帯命令によって義務づけられた地中配電方式が広範囲（15区のうち11区）に実施されていたにも拘わらず、東京市内一円に張り巡らされた東京電燈（株）の架空線によって地中配電が実施されていることを感じられる状況になかった。

また通信省が後発事業者に不利となるハンディキャップを与えることがないように配慮することもなかった。

大正6年に未曾有の台風被害を受け架空線が寸断したり感電死が起きてても、こうした被害を人災とみる市民の声はなかった。

関東大震災後に実施された帝都復興事業では大規模な共同溝計画が立てられたが、こうした地中配電の実績が十分にあったからこそ種々の共同溝計画が立案されたのであり、その意味において附帯命令制度は大いに役立つと云える。

（補注）

- (1) 今日では電燈線は電力線に含まれるが、当時では電燈線と電力線を使い分けていた。
- (2) 飽電線（きでんせん）とは、発電所・変電所から需要地の配電幹線に至るまでの電線を指していた。
- (3) 東京市電氣局『事業概要』（昭和10年）によれば通信省の許可は8月27日になっているが、許可書には8月21日と記載されていることから、本論では許可書の日時を用いた。
- (4) 東京電燈会社は明治26年に東京電燈株式会社に名称変更している。
- (5) 同溝計画については、第17回土木史研究「帝都復興事業における共同溝計画と施工例に関する研究」pp.81～92に記載。

（参考文献）

- 1) 飯島正資、「東京鉄道、東京市電氣局の電氣事業一本邦最大の25Hz送配電網の成立とその終焉」、鉄道史学、第15号、鉄道史学会、pp.77～89、1997年
- 2) 鈴木悦朗、「通信省の附帯命令制度と東京市電氣局における地中配電に関する研究」、土木史研究、第23号、土木学会、pp.21～26、2002年
- 3) 日本電燈（株）、「第壹回（明治45年上半期報告書）」、日本電燈（株）、p.1,
- 4) 同上、「第壹回（明治45年上半期）報告書」、同上、p.1、年号不詳
- 5) 同上、「第壹回（明治45年上半期）報告書」、同上、p.3、年号不詳
- 6) 同上、「第壹回（明治45年上半期）報告書」、同上、p.4、年号不詳
- 7) 同上、「第拾弐回（大正6年下半年）事業報告書」、同上、pp.5～6、年号不詳
- 8) 同上、「第五回（大正参年上半年）報告書」、同上、p.4、年号不詳
- 9) 市政検査委員会編、「市電氣事業検査資料 電燈編」、東京市会市政検査委員会、p.5、年号不詳
- 10) 市政検査委員会編、「市電氣事業検査資料 電燈編」、東京市会市政検査委員会、p.5、年号不詳
- 11) 市政検査委員会編、「市電氣事業検査資料 電燈編」、東京市会市政検査委員会、p.5,p.9、年号不詳
- 12) 市政検査委員会編、「市電氣事業検査資料 電燈編」、東京市会市政検査委員会、p.5、年号不詳
- 13) 東京電力・配電同窓会編、「配電の歩み」、関東電氣協会、p.19、1974年
- 14) 松永長男、「新・電氣事業法制史」、（株）エネルギー・フォーラム、pp.88～89、2001年
- 15) 警視庁、「警視庁史稿 第1巻」、警視庁、p.1、1890年
- 16) 藤森照信監修、「東京都市計画資料集成 明治・大正篇」、第59回・第60回委員会議事録、本の友社、1987年、
- 17) 松永長男、「電氣事業関係法規」、出版者不詳、p.294、年号不詳
- 18) 東京市電氣局電氣技術委員会編、「東京市電氣局電氣施設概要」、東京市電氣局、p.137、1940年
- 19) 東京市電氣局編、「創業二十年史」、東京市電氣局、p.142、1931年
- 20) 太田圓三、「帝都復興事業に就いて」、土木学会誌第10巻第5号、土木学会、p.124、1931年
- 21) 東京朝日新聞、大正6年10月1日、p.5,
- 22) 東京朝日新聞、大正6年10月6日、p.3,
- 23) 東京朝日新聞、大正6年10月6日、p.3,